

第2章 手 続

第1節 市民と指定給水工事業者

指定給水工事業者は、給水装置について、管理者から適正施行能力を認められ指定を受けた者であるので、条例その他関係規程等、管理者の事務取扱を熟知し、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行い、指定給水工事業者に対する住民の信頼を裏切ることのないよう心がけることが必要である。

1 指定給水工事業者が施行する給水装置工事

給水装置工事は、水道施設とは異なり、管理者が必ずしも施工すべきものとはされていない。しかし、給水装置工事は、事業の運営に密接に関連しているものであるため、本市では給水の適正を保持するため、給水装置の設計及び施工は、管理者又は管理者が適正な工事を施工できる者として認めた者(指定給水工事業者)が施行することとしている。

2 工事の受注

給水装置工事は、家屋建築工事等の土木・建築工事と同様、請負契約に基づいて工事を行うことが一般的である。

請負契約とは、当事者の一方(請負人)がある仕事を完成することを約し、相手方(注文者)がその仕事の完成に対して報酬を支払うことを約束する契約をいい、この契約を結ぶことにより、指定給水工事業者は、仕事を完成し引き渡す義務を負い、工事申込者は報酬を支払う義務を負うなど相互に一定の権利及び義務を得ることになる。

また、本市においては、給水装置の施行者を管理者又は指定給水工事業者に限定しているため、指定給水工事業者は申込者を選定し、経営に有利な申込みに対して工事を受注するなど需要者に迷惑をかけることのないよう配慮しなければならない。

2.1 受注

指定給水工事業者は、工事の申込みを受けたとき、注文者の要求内容を正確に把握し、適正な工事を行うよう配慮するとともに次の事項を確認することが必要である。

- (1) 管理者の施行承認を得ることができる工事であること。
- (2) 他人の土地又は他人の家屋に給水装置を設置するときは、その土地・家屋の所有者の承諾が得られていること。
- (3) 既設の給水装置等より分岐するときは、その所有者及び使用者、その他利害関係人の承諾が得られていること。

(注) 家屋建築等の工事を行う場合は、あらかじめその工事に関し利害を有すると思われる者(土地・家屋の用益権者、近隣者など)の承諾を得たのちに工事を行うことが社会通念上の一般常識であるので、注文者が不用意にこれら関係者の承諾を得ずして工事の発注を行い、関係者の権利を侵害することのないよう配慮するものである。

また、請負人としての立場においても、関係者の承諾が得られていることは、工事を円滑に実施するために必要な措置であるといえる。

2.2 見積り

指定給水工事業者は、請け負おうとする工事の概要が定まったら、当該工事に要する費用を見積り、注文者にこれを提示し、契約締結について話し合いを進めることとなる。なお、工事費については、後日紛争の原因となりやすいため、工事受注に当たっては見積額の提示を行い、工事内容を説明し紛争防止を図る必要がある。

2.3 契約の締結

契約の締結とは、工事を依頼する者とこれを請負う者との相反する意思表示が合致することである。すなわち、注文者の工事申込みを指定給水工事業者が承諾することにより請負契約が締結される。この契約の内容は、契約自由の原則に基づき、当事者間の自由意志によって決定されるものであるが、給水装置は飲料水という生活に最も重要なものを供給するための設備であるので、安全確実に経済的かつ適切な工事の提供ということを十分に認識して契約を締結しなければならない。

契約は、契約書を取り交わすことにより当該工事に関する注文者、請負者双方の合意事項を確認し、締結することが一般的であるが軽易な工事については口頭で契約内容を確認し締結される場合がある。なお、口頭契約は契約内容の確認が不十分となりやすく、紛争発生のおそれが非常に大きいので工事を請負うに当たっては、書面により契約内容を確認することが望ましい。

いずれの場合においても契約締結に際しては、仕様条件及び請負条件を明確にし、契約者双方がこの内容を了知、合意したものでなければならない。

(注) 仕様条件及び請負条件とは、工事を請負うに当たっての注文者の要求事項及び請負者の要求事項をいい、次の内容を骨子として定められる。

- (1) 工事の概要
- (2) 工 期
- (3) 工 事 費
- (4) 工事費の支払時期
- (5) 危険負担
- (6) 保証期間
- (7) そ の 他

3 完成した給水装置の引渡し

指定給水工事業者は、完成した給水装置を注文者に引き渡すことにより、請負人としての義務を履行することになる。

ここにいう完成した給水装置とは、注文者から提示された施行条件をそなえ、かつ管理者の定める基準に適合するものをいう。

指定給水工事業者は、完成した給水装置を引き渡すに当たり、注文者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件に基づいて行われたものであることの確認を受けなければならない（設計変更を行った場合は、変更事項を説明し、注文者の確認を得ること）。また、完成した給水装置の引渡しに際し、指定給水工事業者が注文者に

行うべき事項は、次のとおりである。

- (1) 給水装置の完成図を交付する。
- (2) 給水装置の使用法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。
 - ア メーター及び止水栓などの位置を明確にしておき、その上に物など置かないこと。
また、家屋の増改築のためメーター及び止水栓などが家屋の下になるような場合は、これらの位置を変更すること。
 - イ 給水栓コマパッキンの取替えなど簡易な修繕は、使用者にもできるのでその修繕の方法を指導する。
 - ウ 漏水の発見方法及び漏水の早期予防を指導するとともに、漏水を発見した場合は、ただちに止水栓で止水し、指定給水工事業者又は管理者に通報し、適切な措置をとるよう指導する。
 - エ 給水栓にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用後必ず取り外しておくこと。
 - オ 湯沸器など給水装置に係る器具の正しい使い方を指導する。
 - カ 受水槽の清掃など管理を適切に行うこと。
- (3) 工事の保証期間について説明する。
- (4) 管理者から示される条件等の内容を、あらかじめ説明する。
- (5) 故障の際の連絡先について説明する。

第2節 工事施行に伴う申請手続等

1 給水装置工事の施行承認

1.1 施行承認の意義

給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。

※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第32条第1号の規定により過料が科せられる。

1.2 施行承認する工事

- (1) 給水装置を新設する工事
- (2) 給水装置を改造する工事
- (3) 給水装置を修繕(法第16条の2第3項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事
- (4) 給水装置を撤去する工事

1.3 承認要件

- (1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (3) 当該給水装置の口径は適正であること。
- (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
- (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。
- (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。
- (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。

1.4 施行承認の申込み

施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。

- (1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第1号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。

ア 装置場所

給水装置を使用する場所の所在地を記入する。

イ 申請者、使用者

給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する(自署の場合は押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

給水装置を使用する者(使用者)の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

ウ 給水装置番号

エ 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者

当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。

オ 委任及び誓約

給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものであり、また給水装置について第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること、水道メーター及び給水装置は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。

管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。

(7) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き

(イ) 工事施行

(ロ) 工事に係る給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限

1.5 給水装置における施行承認の保留

給水装置においては、例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして、一時的に承認を保留することがある。

このことは、安全、快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。

指定給水工事業者においても工事の受注に際しては、建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ、違反建築物である場合は、違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。

第3節 設 計 審 査

給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(1) 給水装置工事の申込み

工事の申込みをしようとする者は、指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって、申込者から委任を受けた指定給水工事業者は、その工事を施工する場合は、規定する設計書により、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。

(2) 設計審査の目的

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。

(3) 設計審査を要する工事

指定給水工事業者が施行する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事。

1 設計審査の申込方法

(1) 提出書類

「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」

給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去を行うときは、「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」(施行規程様式第1号)に必要事項を記入して提出する。

(2) 「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」の記入方法

各記入欄に次の事項を記入する。

ア 工 種

イ 装置場所

工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の給水装置番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する（自署の場合は押印不要）。

ウ 申請者、使用者

申請者の氏名及び住所を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。使用者の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

エ 給水装置番号、種別及び業態

オ 指定給水工事業者

指定給水工事業者の商号，指定番号，代表者氏名及び住所を記入し押印する。

カ 主任技術者

当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。

キ 着工・完成予定

当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。

ク 工事費（必要に応じ），使用材料（貼付け不可）

ケ 位置図（貼付け不可）

コ 設計条件及び設計図

2 審査項目

管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。

(1) 所要水量

(2) 分岐箇所

配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認

(3) 配管

管種，配管位置及び構造等の適否

(4) 止水栓及びメーターの設置位置の適否

(5) 給水管口径の適否

(6) メーター口径の適否

(7) 取付器具及び使用材料の適否

(8) 危険防止

逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否

(9) 受水槽容量並びに構造及び材質の適否

3 手数料等の納入

給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。

4 工事の着手

給水装置工事は，次の項目後に工事着手すること。

(1) 給水装置工事申請の設計審査承認

(2) 給水負担金，設計審査及び工事検査手数料の納入

5 工事変更等の取扱い

当初，申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。

(1) 工事変更をする場合

工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。

(2) 工事を中止する場合

工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

第4節 指定給水工事業者の自主検査

指定給水工事業者は給水装置工事の完成後、次の項目に従いチェックリストにより自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

1 検査項目

(1) 水圧検査

テストポンプにより水圧試験を行い、漏水のないことを確認する。

(2) 工法検査

給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書に基づき基準に適合した施工がなされていることを確認する。

(3) 水質検査及び機能検査

水質、吐水状況及びメーターの作動状態等の確認をする。

(4) 材料検査

製造業者や販売業者が自らの責任において、証明する自己認証又は第三者機関が製造業者の希望に応じて製品が適合することを認証し、認証マークの表示を認める第三者認証品であることを確認する。(資料9参照のこと)

2 自主検査チェックリスト

指定給水工事業者の自主検査チェックリストは、(資料10)による。

第5節 工 事 検 査

適正な給水の保持を図るため給水装置については、政令により技術上の基準が定められている。これらの基準に適合していない場合の給水装置については、給水拒否又は停止を行うことになる。

このため、本市においては、適正な工事の施工を図るため、指定給水装置工事事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ政令に定める基準により、適正な工事が施工できる知識及び技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより工事の適正化を確保しようとするものであって、指定給水工事事業者が施工する給水装置は、当然政令の基準に適合するものであることが前提になっている。

したがって、本市が行う工事検査は、指定給水工事事業者の技術力と信頼度のチェックを主目的とするものであり、その内容も目的上必要な範囲の確認を行うことを定めるものである。

1 工事検査の申込方法

(1) 提出書類

指定給水工事事業者は、検査申込みをする場合、管理者により承認された設計書及びその他必要な書類を添えて申し込まなければならない。

(2) 検査の立会い

管理者は、指定給水工事事業者規程第 15 条に基づき、当該工事で指名された主任技術者又は、当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立ち会いを求めることができる。

2 検査の種類

検査には、大別して中間検査と完成検査がある。

2.1 中間検査

中間検査には随時検査、せん孔・分水止め工事検査及び一部完成検査がある。

(1) 随時検査

随時検査は、工事の完了後確認することが困難とみられる箇所について工事施工中にあらかじめ行う検査であり、本市の基準に適合していることを確認する。

この検査は、指定給水工事事業者からの工事連絡表により、管理者が随時行うことのできる検査である。なお、検査は、工法検査及び材料検査等について行う。

(2) せん孔・分水止め工事検査

給水引込管のせん孔及び分水止め工事検査は、指定給水工事事業者の責任施工に基づき原則として写真検査とする。工事の主要部分について写真を撮影し、工法・水圧及び材料について本市の基準に適合していることを確認する。

なお、写真は次の要点が明確に判別できるものとする。

- ア 着工前
- イ 使用材料
- ウ せん孔・分水止め箇所及び給水管布設状況(防食スリーブ及び土被り等)
- エ 給水管がポリエチレン二層管の場合、継手の締付け状況
- オ 水圧試験状況及び水圧ゲージ（サドル分水栓等の水密性の確認）
- カ 公道部分の給水管の配管状況
- キ 公道部分の給水管の洗管状況
- ク 防錆用銅リング及び防食フィルムの装着状況
- ケ 埋戻し及び転圧状況
- コ 明示シート
- サ メーター設置状況
- シ その他埋設管等との関係で必要な箇所
- ス 完成

(3) 一部完成検査

工事の完了した一部に対して給水の申込みを受けたときなどは、部分的に検査をすることができる。この場合当該箇所は、工事完了後の完成検査から除外される。

2.2 完成検査

工事が完了し、検査の申込みを受けたときは、提出された設計書の内容に基づき工事が適正に行われたか検査する。

3 検査方法

検査方法は、指定給水工事業者より提出された設計書と照合しながら検査内容に従って検査する。

4 検査内容

各検査項目の内容は次のとおりとする。

(1) 水質検査

給水装置の完成検査における水質検査の内容は次のとおりである。

- ア 残留塩素の確認を行い、水道水であることを確認する。
- イ 異常な臭味がないか。
- ウ 外観上無色透明か。
- エ 異常な物質がないか。

(2) 工法検査

給水装置の各部を設計書と照合しながら次の事項について確認する。

- ア 給水管の種類及び管径
- イ 給水管の布設延長及び埋設深度
- ウ 給水管の配管状況
- エ 給水管の接合

- オ 給水管の防護及び支持
- カ 水道メーターの設置位置及び設置状況
- キ 給水用具の設置状況
- ク クロスコネクション及びポンプ直結
- ケ 逆流防止器具の設置状況及び吐水口空間
- コ 水撃防止器の設置状況
- サ 受水槽等の容量及び設置状況

(3) 材料検査

給水管及び給水用具は、自己認証品又は第三者認証品であることを確認する。

(4) 機能検査

通水した後、各給水用具からそれぞれ放水し、水道メーターを経由しているか否かの確認及び動作状態並びに給水用具の吐水状況等について検査する。

(5) 水圧試験

給水装置の水圧試験は、工事施工中又は完成後試験水圧 1.75 MPa を 1 分間以上保持させて、漏水のないことを確認する。

ただし、不断水分岐部については、試験水圧 1.0 MPa を 2 分間以上保持させて行う。

5 現場検査の省略

給水装置工事で管理者が認めた工事については、現場検査を省略し、写真検査とすることができる。

6 検査結果

当該給水装置工事が不完全なときは、管理者が指定する期間内に改修し、再検査を行う。再検査は、現場検査、写真検査で行う。工事が不完全ということは、指定給水工事業者としての技術上の信頼を欠くことになるとともに、管理者が定める基準に違反する場合には、条例及び規程等に基づいた措置が行われることになる。

7 留意事項

管理者が工事検査を行うとき、所有者等の同意がなければ、他人の土地・家屋等に立入ることができないとされている。したがって、指定給水工事業者は、あらかじめ所有者等にその旨を説明し、工事検査の実施に支障のないよう承諾を得る必要がある。特に新築工事の場合は、使用者が入居する前に工事検査を実施することが原則であるが、入居済みの留守宅を検査しなければならない場合は、指定給水工事業者が、所有者等に宅内への立入りについて事前に承諾を受け、検査員にその旨報告しなければならない。

第6節 管理者と使用者との関係

1 給水契約

給水契約は、需要者からの給水の申込みに対して管理者が、水を供給するという互いの意思表示によって成立する法律行為であり、この契約は管理者が常時水を供給する義務を負い、需要者がこの給付に対して料金の支払い義務を負う有償双務契約である。

契約の締結は、契約自由の原則に基づき契約内容、条件についての当事者双方の自由意志の合致を前提として行われるのが一般的であるが水道法においては、水道事業の高い公益性に対し需要者保護のため法第15条において給水契約受諾義務、常時給水義務及び給水停止の可能な場合を定めて契約自由の原則に制約を加えるなど種々の規制を行っている。したがって、給水契約は管理者の責任事項が強行的に法律によって義務づけられていると同時に、需要者においても供給規程に付従して契約を締結せざるを得ない付合契約(付従契約)である。

2 供給規程

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない(法第14条第1項)。

供給規程は給水契約の約款であり、本市においても条例を供給規程として定め、これに基づき契約の締結を行っている。

条例の内容は水道の使用に関する管理者と使用者各々の責任事項となるわけであるが、管理者の主要な責任事項についてはすでに水道法により定められており、供給規程で定める必要はないことから実質的には使用者の責任事項と水道の使用に伴って生じる事項の処理方法などが主なものとなっている。

なお、条例で使用者等の責任事項としているものは、概ね次のとおりである。

- (1) 給水装置の管理責任
- (2) 料金支払いの責任
- (3) 届出の義務

3 給水義務

水道法により管理者に義務付けられた主要な事項は、次のとおりである。

(1) 給水契約受諾義務

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない(法第15条第1項)。

正当な理由とは概ね次のとおりである。

ア 配水管未布設地区からの申込みである場合

イ 管理者が正常な企業努力をしているにもかかわらず、水量が著しく不足する場合

ウ 当該水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みである場合

エ 地勢等の関係で、給水が技術的に困難な場合等、管理者の努力にもかかわらず給水が困難な場合

(2) 常時給水義務

水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない（法第 15 条第 2 項）。

常時水を供給するということは、使用者が必要とするときはいつでも給水栓から水が出せるように、当該給水装置に常時通水している状態をいう。

ただし、災害その他正当な理由があり、やむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

この場合にあっては、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとる必要がある。

給水を停止できる正当な理由には、次の点等があげられる。

ア 異常渇水のため絶対水量が不足した場合

イ 停電等により動力が使用不能となった場合

ウ 水道施設の故障及びその修理を行う場合

また、周知すべき関係者とは給水区域内の給水を受けている使用者であり、周知させる措置をとる必要が免責となる場合とは、突然の停電、災害等による事故発生でやむを得ないものに限られる。

4 水質基準

水質基準については、法第 4 条第 2 項に基づき設定されている基準であり、地域・水源地の種別又は浄水方法により、人の健康の保護又は生活上の支障を生ずるおそれのあるものについて水質基準項目として設定されている。

水質基準の詳細については、(資料 15)を参照のこと。

5 給水装置の検査及び水道水の水質検査

水道事業によって水の供給を受ける者は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、管理者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。管理者は、この請求を受けたときは、法第 18 条第 2 項の規定に基づきすみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

また、本市においても、条例第 14 条の規定に基づき、本市の水道を使用し、かつ、本市の給水契約の相手方である使用者等は、本人が使用する給水装置及び水道の水質に関して、検査の申込みができるとしている。管理者は、この請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

給水装置及び水質検査の申し込みは、「給水装置・水質検査請求書」(施行規程様式第 10 号)を管理者に提出する。

6 給水装置の管理責任

給水装置の管理責任は、「水道使用者等」が負うものであり、条例でも供給水の保全に関して使用者等に給水装置の維持管理を義務づけている。

しかし、使用者等においては、このことについての認識が乏しく、しばしば紛争の原因ともなっているため、完成した給水装置引渡しの際、指定給水工事業者は注文者等に対して次に述べる内容を説明し、十分な理解を得る必要がある。

給水装置の管理責任は、次のとおりである。

- (1) 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、異常があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。
- (2) 上記の管理義務を怠ったために生じた損害の責任は、使用者等が負わなければならない。
- (3) 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、そのメーターを亡失し、又は損傷したときは、管理者にその損害を賠償しなければならない。

ここでいう「善良な管理者の注意」とは給水装置について特別又は専門的な知識を要求されるものではなく、社会生活において、一般の人のなす程度の注意、すなわち、その人の職業、経験等に応じて社会共同生活上要求される客観的注意である。

例えば、メッキ工場等劇物、毒物を取り扱う使用者においては、給水装置を他の水管、ポンプあるいは容器内に先を侵したゴムホース等に連結したり、あるいは、給水管を薬品によって腐食しやすいところへ放置することのないよう給水装置の維持管理については、他の使用者に比較してより重い注意義務を要求されていることなどである。

異常の内容としては、器具の故障、給水装置の破損による漏水・臭味・色など水質関係及び異常音などが考えられるが、器具の故障、漏水は使用者等の負担で直ちに修繕を行わなければならない、その他の場合にも、それぞれに応じた適切な措置を取らなければならない。

メーターを損傷又は亡失したときは、速やかに管理者に「メーター(亡失・損傷)届出書」(施行規程様式第2号)を提出しなければならない。

7 給水装置の検査

条例において管理者は水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置について検査し、使用者等に対し適切な措置を指示することができる。

したがって、使用者が正当な理由なしにこの検査を拒み、又は妨げた場合は、給水を停止し、又は過料を科することとしている。

これは、適正給水的前提である給水装置の適正な維持管理の確保を目的としたものである。